

日程第18 議案第18号 平成22年度加美町一般会計補正予算（第7号）

○議長（一條 光君） 日程第18、議案第18号平成22年度加美町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第18号平成22年度加美町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ9,282万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ132億9,231万7,000円とする補正予算と新庁舎建設事業、きめ細かな交付金事業など7件の繰越明許費の設定のほか、債務負担行為の追加4件と廃止1件及び地方債の廃止と変更を行うものであります。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金として、住民生活に光をそそぐ交付金の2次交付分1,473万7,000円の増、子ども手当負担金1,794万5,000円の減、地域活力基盤創造交付金3,090万円の減、県支出金として緊急雇用創出事業臨時特例交付金946万5,000円の減、参議院議員選挙費委託金355万6,000円の減、財産収入として立木等売り払い収入544万6,000円の増。町債3,200万円の減などであります。

歳出につきましては、総務費では財政調整基金積立金4,012万円の増、庁舎整備基金積立金3,000万円の増、住民生活に光をそそぐ交付金事業740万6,000円の増、民生費では子ども手当2,111万2,000円の減、衛生費ではインフルエンザ等予防接種事業382万円の減、がん検診事業505万4,000円の減、労働費では緊急雇用対策事業1,394万7,000円の減、農林水産業費では県営土地改良事業負担金1,431万5,000円の減、土木費では除雪事業385万円の増、除雪機械購入事業730万円の減、町道新設改良事業5,485万1,000円の減などのほか、一般職給与等の整備を行い、予備費を増額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

失礼をいたしました。一部訂正を申し上げます。

最初の方でございますが、きめ細かな交付金事業など5件の繰越明許費の設定のほか、債務負担行為の追加4件と廃止1件及び地方債の廃止と変更を行うものでございます。御訂正を申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 住宅建設費、33ページの補助金、木造住宅耐震改修工事助成事業ですけ

れども、これは金が大分余ったようだけれども、申し込みが少ないのですか。大分あるのではないかと思うんですけれども、現実に申し込みが少ないんですか。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（早坂忠幸君） 建設課長、お答えします。

木造住宅の耐震診断の関係でよろしいんですか。（「はい」の声あり）

当初、10件ということで見込んでおりました。今回は、最終的に5件ということになりました。1件当たり13万6,000円×5件で68万円の減額ということです。よろしく願いいたします。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 31ページのエネルギー対策費511万2,000円が計上されていますが、この内訳について教えてください。

済みません。商工施設費の保養センター等施設費380万円、指定管理委託料として計上されていますが、この補正の内訳について教えてください。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤勇悦君） 商工観光課長でございます。

これにつきましては、木質バイオマス施設の関係でございます。一般質問にもございましたとおり、チップの値段が現在高騰しております。当初4円でみていましたけれども、現在高いところで8円20銭というところまできていますので、平均しますと現在6円になっておりますので、その2円の差額分を今回計上させていただきました。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。17番高橋源吉君。

○17番（高橋源吉君） 14ページの立木等売り払い収入、大幅にふえているわけですが、この内訳を。場所とかその内容。

それから、15ページの雑入の中で、これも立木伐採補償費という項目があるんですけれども、この内容についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（高橋 洋君） 森林整備対策室長、お答えいたします。

1点目の立木等の売り払い収入の増額についての御説明をいたします。今回、県有部分林の伐採がございました。これが6ヘクタールほどございまして、その分収割合が、町が50%、県が50%ということで400万円ほどの分収金がございました。それから、町有部分林の伐採に伴う分収金、これにつきましては4件。合わせて84万8,000円が収入として入りました。それか

ら、そのほかにキノコの原木代、それから炭ですね、その原木代が9件、17万円ということで、当初10万円の収入ということで見込んでおりましたけれども、大幅に収入があったということでございます。

それから、雑入の立木の伐採の補償ですけれども、これにつきましては、送電線の線下補償ということで4件、120万円ほどございましたので、それに伴う増ということでございます。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか。10番一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 42ページ、減額にはなっているんですけども、スポーツ行政推進会議委員謝礼とありますけれども、このスポーツ行政推進会議というのはどんな会議なのか。

○議長（一條 光君） 体育振興課長。

○体育振興課長（大類恭一君） 体育振興課長、お答えいたします。

スポーツ行政推進会議の内容という御質問でございますが、昨年策定いたしました加美町スポーツ振興基本計画、この計画の進捗状況等を評価していただく機関ということで、22年度に委員会を設置しまして、今年度3回会議を開催しておりますが、あわせて12名の方を委員にお願いしまして開催しております。その関係の委員会でございます。

○議長（一條 光君） よろしいですか。そのほか質疑ございませんか。16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 32ページ。道路維持費の備品購入費の730万円の除雪機械、これが減額補正ということなんですけれども、たまたまことしは、我が加美町は雪が少ないというような状況ですけれども、一般的にことしは日本海側などはすごく豪雪で大変雪害に苦労したという実態があったのですけれども、その際に公共工事が非常に少なくなってしまって、除雪業者の方々が大変なあおりを食ってしまって、除雪車の買いかえだとかなんとか企業自体が大変難しい状況にあるというふうな現状が報道されていますけれども、我が加美町の除雪の、来年に向けて、もうそろそろ雪がなくなるのでいいんですけれども、今回のこの減額補正のこの内容と将来にわたる雪害、除雪に関する業者と町との絡み等々についてお聞きをしたいと思います。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（早坂忠幸君） 建設課長、お答えします。

御指摘のとおり、ことしは積雪量といたしますか、去年の12月末から1月いっぱいですね、2月はほとんどなかったんですけれども、かなり……、今の質問以外でいろいろ補正をお願いしている分が580万円ほどあります。それで、この減額の分については、除雪機械ドーザーを1

台購入しているんですけども、その余った金です。購入したんですけども、予定よりも安く購入できたということです。

それで、積雪の関係をちょっとお知らせしますが、これは2月10日現在で、ほとんど今は……、きょうは降っているんですけども、変わらないんですけども、どのくらい多かったかというものを参考的にお知らせいたします。小野田地区では、昨年度と比較して降雪量で7%の増。ただ、積雪、累計ですね、これは41%の増になっています。あとそれから、漆沢は5%と3%の増ということで余り変わりません。中新田地区が、21年と比べますと4割ほど増加している、両方ですね、降雪も積雪も。それから、旭が、降雪量はほとんど変わらないんですけども、積雪で76%の増ということになっています。この関係で、この道路維持費の中で、いろいろ補正をお願いしている部分がございますけれども、先ほど言いましたように580万円の増額をお願いしているところです。

それで、宮城県の方からですね、国の方から宮城県へこの雪の関係で1億8,000万円ほど交付されるということの通知が来ていまして、町の方にも来ているんですけども、この金を宮城県、市町村に配分されるという状況に今なっております。この金については、道路と同じように地域活力基盤創造交付金ということで、この中で関係市町村に今後配分されるということなそうです。ただ、まだ金額的には固まっていないんですけども、そういう状況です。以上です。

○議長（一條 光君） ただいまの質問は、公共事業の減少によって業者の装備が少なくなってきたということで、今後の雪に対する除雪体制を考えたとき大丈夫かという質問でありましたので、それに沿った答弁をお願いします。

○建設課長（早坂忠幸君） 大変失礼いたしました。

加美町の現状を申し上げますけれども、体制の関係では、今、3地区、地区に合った体制でやっているんですけども、先ほど説明しましたように、老朽したドーザーは更新するということをやっています、今現在、先ほど議員がお話しされたように、例えば業者が大変だとか、そういう状況にはございませんでして、加美町では今の体制でやっていけると思っております。よろしいですか。

○議長（一條 光君） よろしいですか。16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 「大丈夫です」ということですから「ああ、そうですか」という答えでこちらは享受するしかないんですけども、いざ降ってからどうだこうだということで、いつも町民の人が役場にいっぱい電話をやって「掃いてくれ」「うちの前を掃いてくれ」というよ

うなことが、もう日常、何年にもわたって繰り返される現状だと思うんですね。実際問題、業者も大変だと。要するに新しい機械を買いかえる資力がなくなってしまうと、何と言うんですかね、絶対数雪掃きをする機械の全体数がなくなってしまって、要望はあるんだけれども対処できないという形が見えるのではないかという懸念からお聞きをしたわけで、そこら辺のところは「大丈夫だ」と言うんですから、それを信じて、後は雪が降らないことを祈って、それを見るしかないんですけれども、そこら辺の対処のことを転ばぬ先の杖としてぜひ配慮しながら、少し余っているのだったら買っていてもいいのではないかとね、逆に。使うんだから、どうせ、ということもありましたので、お聞きをしたわけでありまして。なお、よろしくお願ひします。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（早坂忠幸君） 御心配されている機械の関係ですけれども、ほとんどが町の機械でございまして、老朽化すれば町の方で更新すると。ただ、中新田地区においては、一部自前でやっている、一般の方にお願ひしている分はそういうことがあります。ただ、それについては、その個人の所有物ということになりますので。ただ、町で持っているのがほとんどですので、それは随時更新してっておりますので、これ以上雪が多くならなければ十分対応できると思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。4番三浦又英君。

○4番（三浦又英君） 1点お聞きします。

きのうの質問とも関連するんですが、26ページ。予防費の13の委託料857万4,000円が減っております。これは、受診者の減ではないかという思いをしておりますが、何が要因なのか、その辺についてお伺ひします。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） お答えいたします。

これは御推察のとおり、要するに受けてもらえなかったということでございます。広報が足りなかったのか、あるいは設定した日程が悪かったのか、ちょっとわからないのですけれども、この後については分析して来年度に対処したいというふうには考えております。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） それでは、1点お聞きしたいと思ひます。

28ページ、畜産業費。委託料163万8,000円が、かなり予算に比較すると大幅な増ということで、この点について御説明をいただきたいと思ひます。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 農林課長、お答えいたします。

この指定管理料163万8,000円は、土づくりセンターに関するものでございます。これは、見込みで、3月31日未現在で今この計画を立てまして出しているわけですが、まだ、収支の面から申し上げますとことし3月末までの、いわゆる収入としては2,850万円の年間計画で進んでおりましたが、収入として見込まれる部分が2,035万9,000円と98%程度になります。ただ、費用の面で、大体そのプラスマイナスで進めていきましたが、約190万円ほど少し予定よりふえてまいります。と申しますのは、これから3月堆肥センターから製品を、皆さんの要望によってフレコン500キログラムですね。あれでもって現場へ配達するんですけれども、いわゆるそのフレコン代が約2,000袋ほど不足していますので、その分が支出145万円ほどとかなり多くなっています。

それから、いわゆる電気の関係、動力の関係が、当初700万円程度見ていましたが、これも約90万円ほど多く見込まれます。それで、当初の指定管理料から163万8,000円を増額したものでございます。

○議長（一條 光君） 1番下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） この後、予算の審議もあるのでそのときに聞いてもいいんですけども、ちょうどデータついでに関連になると思うんですけども、私たち農家からすれば、かなり期待しております。ただ、その使い方という大変問題なのは、どうしても水田主体になると思うんですね。使う時期が限られてくる。いわゆる今生産しても引き取ってもらえるかどうか、そういったことでフレコンの準備がどの程度やっていたか。理想とすれば、共同散布で大量に消費するという場合は、圃場に持ってきていただければ、当日ふるときですね。そういったとき一番やはり心配されるのが、いつ引き取ってくれるかと言われるのが大変心配されるので、フレコンの対策ですね。そういったことについてもお願いいたします。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） お答えします。

今、いわゆる在庫の保存の仕方ということでありまして、センターに一部入れてはありますが、やはり狭いので、この分につきましては農協が事業主体となって23年にその製品を置く場所を確保するということになっております。あと、センターではその需要に見合う製品の生産に努めると。それから、あともう一つ。現場への搬入は、これは、いわゆる農協でストックヤードをつくりますから、そこでいろいろ時期は協議をしなければなりませんけれども、そこ

へ、現場へ搬出して運搬するという方法をとらせていただきます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 1点だけお伺いします。

42ページの体育施設費がありますが、一つは修繕費50万円、これは町でやるべきところなのかどうか。それと手数料が20万円の減というのは、当初予定している、入ってくるべきものが20万円少なかったのか。三つ目が指定管理委託料が89万2,000円減になっているのですが、この辺の内訳というか、内容をお願いします。

○議長（一條 光君） 体育振興課長。

○体育振興課長（大類恭一君） 体育振興課長、お答えいたします。

まず、1点目の需用費の修繕料50万円の増額でございますが、場所については総合体育館の照明器具の修理でございます。この修理に関しましては、指定管理者との基本協定の段階で、町の守備する範囲と指定管理者の守備する範囲を限定しておりまして、今回の修理に関しましては町が行う守備範囲ということでの増額でございます。

それから、役務費の手数料の減額でございますが、これは陶芸の里スポーツ公園の陸上競技場の三種公認が17年から22年までの5年間ということで指定を受けておりましたが、これは22年に再取得する際に検定を受ける必要がありました。それで、その検定員と検査員の派遣手数料ということで当初予算で予算化しておりましたが、その経費が当初見込んだ金額より少なく済んだものですから、今回減額補正するものでございます。

それから、指定管理委託料の減額でございますが、内容につきましては、小野田西部体育館が耐震診断した結果危険な状況にありまして、これを現在休館しておりますが、その管理にかかる経費をまず1点減額しております。それから、中新田体育館におきまして、電気設備の保守点検を当初予算で計上しておりましたが、実は電気設備が中新田公民館とバッハホールと中新田体育館と一括した形での電気設備になっておりまして、これを分割して契約できないというような保守点検を行う業者からのお答えでしたので、これを一括して町側で契約した関係で、当初予算に計上しておりましたその経費を今回減額補正するものでございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質問は1議題継続して3回でございますので、そのルールに従ってよろしく申し上げます。ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたしま

す。これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号平成22年度加美町一般会計補正予算（第7号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第18号平成22年度加美町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第19 議案第19号 平成22年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第3号）

○議長（一條 光君） 日程第19、議案第19号平成22年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第19号平成22年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ50万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ27億7,916万6,000円とする補正予算であります。

歳入につきましては、療養給付費の増額に伴い、国庫支出金及び県支出金を増額するものであります。

歳出につきましては、一般被保険者療養費80万円の増、葬祭費125万円の増などのほか、一般職給与等の整備を行い、予備費を減額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号平成22年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第19号平成22年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第20 議案第20号 平成22年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（一條 光君） 日程第20、議案第20号平成22年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第20号平成22年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1,350万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ22億1,734万3,000円とする補正予算であります。

歳入については、国庫支出金として普通調整交付金3,476万2,000円の増、支払基金交付金として1,122万円の減などであります。

歳出につきましては、居宅介護サービス等給付費1,000万円の増、介護予防事業費498万7,000円の減などのほか一般職給与等の整理を行い、予備費を増額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号平成22年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第20号平成22年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第21 議案第21号 平成22年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第

2号)

○議長（一條 光君） 日程第21、議案第21号平成22年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第21号平成22年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ24万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ701万4,000円とする補正予算であります。

その内容は、駐車場使用料が当初見込みを50万円下回ることとなったため、一般会計から25万3,000円の繰り入れを行うとともに、予備費を減額して使用料の減額に対応するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号平成22年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第21号平成22年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第22 議案第22号 平成22年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（一條 光君） 日程第22、議案第22号平成22年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第22号平成22年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）に

ついて御説明申し上げます。

今回、歳入歳出の総額を補正前と同額の10億8,737万7,000円とする補正予算で、歳出予算の組み替えを行うものです。

主な内容は、浄化センター管理費及び管渠管理費の減額と公債費を減額するほか、一般職給与を整理し、予備費を増額するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号平成22年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第22号平成22年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### 日程第23 議案第23号 平成22年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（一條 光君） 日程第23、議案第23号平成22年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第23号平成22年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出において、それぞれ100万円を増額し、総額を4億9,690万6,000円とする補正予算であります。

収入につきましては、水道使用料で200万円の増、受託工事収益で100万円の減。

支出につきましては、予定額に対する不用額及び不足額の精査を行い、原水及び浄水費で101万6,000円、配水及び給水費で260万円、受託工事費で100万円、総係費で340万円をそれぞれ減額するほか減価償却費で432万円の増、資産減耗費で498万8,000円の増、特別損失で16万

円を増額しております。

資本的収入及び支出につきましては、補助事業費確定に伴います国庫補助金を230万円減額し、収入総額を2,782万円とするものであります。支出につきましては、建設改良費で請負額の確定等により1,950万円を減額し、支出総額を1億7,426万6,000円とするものであります。

今回の補正により過年度分損益勘定留保資金による不足財源補てん額を280万円増額し、1億1,644万6,000円に、また、建設改良積立金による不足財源補てん額を2,000万円減額し3,000万円とするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号平成22年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）の採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第23号平成22年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで少し早いのでありますけれども、昼食休憩といたします。1時まで。

午前11時44分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（一條 光君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第24 議案第24号 平成23年度加美町一般会計予算

日程第25 議案第25号 平成23年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

日程第26 議案第26号 平成23年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

日程第27 議案第27号 平成23年度加美町介護保険特別会計予算

日程第28 議案第28号 平成23年度加美町介護サービス事業特別会計予算

- 日程第29 議案第29号 平成23年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成23年度加美町霊園事業特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成23年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 日程第32 議案第32号 平成23年度加美町下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第33号 平成23年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第34 議案第34号 平成23年度加美町水道事業会計予算

○議長（一條 光君） お諮りいたします。

日程第24、議案第24号平成23年度加美町一般会計予算、日程第25、議案第25号平成23年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第26、議案第26号平成23年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、日程第27、議案第27号平成23年度加美町介護保険特別会計予算、日程第28、議案第28号平成23年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第29、議案第29号平成23年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第30、議案第30号平成23年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第31、議案第31号平成23年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第32、議案第32号平成23年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第33、議案第33号平成23年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第34、議案第34号平成23年度加美町水道事業会計予算。以上11件は、いずれも平成23年度予算であり、関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、日程第24議案第24号から日程第34議案第34号までを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第24議案第24号から日程第34議案第34号までを一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第24号平成23年度加美町一般会計予算から、議案第34号平成23年度加美町水道事業会計予算までの平成23年度各種会計予算の総額等について御説明申し上げます。

議案第24号平成23年度加美町一般会計予算、歳入歳出それぞれ119億7,000万円とし、債務負担行為、地方債一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第25号平成23年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ27億6,000万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第26号平成23年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出それぞれ2億4,800万円と定めるものであります。

議案第27号平成23年度加美町介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ21億8,000万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第28号平成23年度加美町介護サービス事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ970万円と定めるものであります。

議案第29号平成23年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、歳入歳出それぞれ550万円と定めるものであります。

議案第30号平成23年度加美町霊園事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ450万円と定めるものであります。

議案第31号平成23年度加美町営駐車場事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ703万円と定めるものであります。

議案第32号平成23年度加美町下水道事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ11億1,700万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額について定めるものであります。

議案第33号平成23年度加美町浄化槽事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ8,500万円とし、債務負担行為、地方債について定めるものであります。

議案第34号平成23年度加美町水道事業会計予算、収益的収入及び支出については、収入支出をそれぞれ4億9,300万円とし、資本的収入及び支出について、資本的支出1億6,621万円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,621万円は、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんするものであります。

なお、老人保健特別会計及び工業用地等造成事業特別会計については、平成22年度をもって閉鎖するものであります。老人医療費の遡及給付については一般会計の老人福祉費に、雁原工業団地内の用地売払収入については一般会計の財産収入として取り扱うこととするものであります。

また、各会計の詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げ、提案理由といたします。

○議長（一條 光君） 続いて、担当課長より説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

予算書の1ページ目をお開きいただきます。

議案第24号

平成23年度加美町一般会計予算

平成23年度加美町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ119億7,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年3月8日提出

加美町長 佐藤 澄 男

以上でございます。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 続きますして、国民健康保険事業特別会計でございます。

177ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第25号

平成23年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

平成23年度加美町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億6,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の款の流用。

平成23年3月8日提出

加美町長 佐藤 澄 男

続きまして、平成23年度加美町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

205ページをお開き願います。

議案第26号

平成23年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

平成23年度加美町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,800万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年3月8日提出

加美町長 佐藤 澄 男

続きまして、215ページをお開き願います。

議案第27号

平成23年度加美町介護保険特別会計予算

平成23年度加美町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億8,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と



定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年3月8日提出

加美町長 佐藤 澄 男

○議長(一條 光君) 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長(高橋ちえ子君) 239ページをお開き願います。

議案第28号

平成23年度加美町介護サービス事業特別会計予算

平成23年度加美町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ970万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年3月8日提出

加美町長 佐藤 澄 男

○議長(一條 光君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(早坂 仁君) 介護認定審査会の特別会計予算でございます。

253ページをお開きください。

議案第29号

平成23年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

平成23年度加美郡介護認定審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ550万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年3月8日提出

加美町長 佐藤 澄 男

以上でございます。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（畠山和幸君） 霊園事業特別会計でございます。

259ページをごらんいただきたいと思います。

議案第30号

平成23年度加美町霊園事業特別会計予算

平成23年度加美町霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ450万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年3月8日提出

加美町長 佐藤 澄 男

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤勇悦君） 265ページをお願いします。

朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

議案第31号

平成23年度加美町営駐車場事業特別会計予算

平成23年度加美町営駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ703万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年3月8日提出

加美町長 佐藤 澄 男

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋行雄君） 上下水道課長です。

273ページをお開き願います。

議案第32号

平成23年度加美町下水道事業特別会計予算

平成23年度加美町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億1,700万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

平成23年度3月8日提出

加美町長 佐藤 澄 男

続きまして、303ページをお開き願います。

議案第33号

平成23年度加美町浄化槽事業特別会計予算

平成23年度加美町浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成23年3月8日提出

加美町長 佐藤 澄 男

続きまして、327ページをお開き願います。

議案第34号

平成23年度加美町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度加美町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| (1) 給水戸数    | 8,480戸      |
| (2) 給水量     | 231万立方メートル  |
| (3) 一日平均給水量 | 6,329立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収 入

- |            |                |
|------------|----------------|
| 第1款 水道事業収益 | 4億9,300万円      |
| 第1項 営業収益   | 4億8,994万2,000円 |
| 第2項 営業外収益  | 305万8,000円     |

支 出

- |            |           |
|------------|-----------|
| 第1款 水道事業費用 | 4億9,300万円 |
| 第1項 営業費用   | 4億5,967万円 |
| 第2項 営業外費用  | 3,116万円   |
| 第3項 特別損失   | 10万円      |
| 第4項 予備費    | 207万円     |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,621万円は、過年度分損益勘定留保資金1億3,621万円及び建設改良積立金3,000万円で補てんするものとする)

支 出

- |            |           |
|------------|-----------|
| 第1款 資本的支出  | 1億6,621万円 |
| 第1項 建設改良費  | 1億1,270万円 |
| 第2項 企業債償還金 | 5,351万円   |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 3,557万円

2 交際費 5万円

平成23年3月8日提出

加美町長 佐藤 澄 男

以上でございます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号から議案第34号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する平成23年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議長を除く全員で構成する平成23年度予算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。本議会は平成23年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、本議会は平成23年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することに決定いたしました。

なお、議員各位に申し上げます。委員会条例第9条の規定によりまして、平成23年度予算審査特別委員会を直ちに本議場に招集いたします。